省令

	号外	日	ページ
○総務省			
九五 地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令	一		二
九六 地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令	一		二
九七 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一		二
九八 住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令	一	205	九
九九 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令	三〇		七
○法務省			
四九 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三〇	227	一〇
○外務省			
七 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	二一	220	一
○財務省			
一一 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令	三〇	227	一三
六七 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令	二六	223	五
六八 外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令	三〇	228	三
○文部科学省			
三六 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令	九		二
三七 産業教育振興法施行規則の一部を改正する省令	一六	217	一
三八 私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令	二六	223	一一
○文部科学省、厚生労働省			
三 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令	三〇	227	一三
○厚生労働省			
一六九 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令	六	208	一
一七〇 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令	九		二
一七一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	九		三
一七二 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令	九		四
一七三 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令	一四		四
一七四 生活保護法施行規則の一部を改正する省令	一六		三
一七五 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令	一九		一
一七六 介護保険法施行規則の一部を改正する省令	二二		一
一七七 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令	二六	223	一六
一七八 予防接種法施行規則の一部を改正する省令	三〇		八
一七九 保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令	三〇	227	二六
一八〇 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三〇	228	五
一八一 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令	三〇	228	一三
○農林水産省			
六七 農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令	一	205	一二
六八 〃 特定水産資源の採捕の停止に関する省令	七		二
六九 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令	七		四
七〇 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令	八	210	一
七一 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一五	216	一
七二 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令	二〇		一
七三 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令	二二		三
○農林水産省、環境省			
一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令	二六	223	四四
二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三〇	227	二六
○経済産業省			
八一 割賦販売法施行規則の一部を改正する省令	一	205	一三
八二 冷凍保安規則等の一部を改正する省令	三〇	227	二九
○国土交通省			
八三 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則	一六	217	一四
八四 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令	三〇	228	二五
八五 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令	三〇	228	三三
八六 旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令	三〇	228	三五
○国土交通省、環境省			
二 船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令	二三	222	一